



「セルフメディケーション」とは、世界保健機関（WHO）によれば、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。医療費控除は、病気になって病院に行った場合や薬を処方された場合が前提ですが、セルフメディケーションは、その手前の病気になる前に自分で不調を手当する事を支援するための制度です。

「セルフメディケーション税制」とは、「一定の取組を行う個人」が、「自己又は家族等」が使う「スイッチOTC医薬品」を買った場合に、その購入金額をその年の所得金額から控除する制度です。ただし控除金額は、購入金額から12,000円を引いた金額になりますので、購入金額が12,000円以下の方は制度の適用を受ける事が出来ません。また控除金額の限度は、88,000円となっています。

## 2. セルフメディケーション税制の対象者

1. で、「一定の取組を行う個人」とありますが、ここでいう一定の取組とは、「特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診」などの検診を言います。これらの検診を行った者及びその者の家族が、セルフメディケーション税制の対象者となります。また、検診を受けた事を証明する為に、領収書や結果通知表が必要になります。これらの資料は、捨てないようにお願いします。なお、これらの検診を任意（全額自己負担）で受けた者は、対象外となります。

## 3. 家族のために購入した医薬品について

2. でのセルフメディケーション税制の対象者ですが、セルフメディケーション税制の申告を行う者である必要があります。ですので、例えばお子様が健康診断を受けて、そのお子様が服用する為に購入した医薬品については、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。確定申告を行うご本人が、健康診断等を受けている必要があります。

また、健康診断等を受けた方が、健康診断等を受けていない家族の分の医薬品を購入した場合でも、その購入金額はセルフメディケーション税制の対象になります。

## 4. スイッチOTC医薬品とは

セルフメディケーション税制の対象になる医薬品は、薬局等で売られている全ての医薬品ではありません。「スイッチOTC医薬品」と呼ばれるものに限定されます。ここで「スイッチOTC医薬品」とは、医師から処方される医療用医薬品から、薬局等で購入できるように転用された医薬品を言います。また、一定成分を含んでいる事が条件になります。医療関係者以外には非常に専門的で難解ですが、

厚生労働省のHPに該当する医薬品の一覧が記載されています。  
また、薬局等で売られているスイッチOTC医薬品には、  
スイッチOTC医薬品である事を示すマークが印刷されています。  
(まれに、マークがない場合もあります。)

詳しくは、下記をご参照ください。

対象医薬品一覧 厚生労働省：セルフメディケーション税制について

「<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>」

マークについて 日本一般用医薬品連合会

「<https://www.jfsmi.jp/lp/tax/>」 の中段をご参照下さい。

## 5. 医療費控除との関係

医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制を受ける事は出来ません。  
なお、医療費控除とセルフメディケーション税制の対応については次の通りです。

### (1) 上限

- ① セルフメディケーション税制 : 8万8千円
- ② 医療費控除 : 200万円

### (2) 下限

- ① セルフメディケーション税制 : 1万2千円
- ② 医療費控除 : 10万円 (または総所得金額の5%)

ここから考えると、

医療費控除とセルフメディケーション税制の両方に該当する場合は、  
医療費控除を選択した方が、控除額が大きいです。

また、殆ど病院や薬にお金を使わない方は、これまで医療費控除の対象外でしたが、  
セルフメディケーション税制は、制度の適用を受ける事が出来るかもしれません。

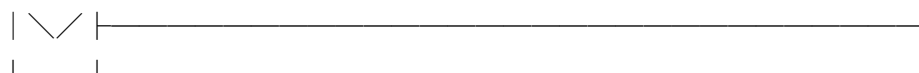
セルフメディケーション税制は、今年の1月から適用が始まったばかりで、  
スイッチOTC医薬品の製造業者や薬局等も、まだまだ手探りの状態です。  
対象にならないと思っても、実はセルフメディケーション税制の適用を  
受ける事が出来るかもしれません。

また、健康診断の証明書等を無くしていた場合、  
再発行に時間が掛かるものもあるかもしれません。

是非、年内に厚労省のHPを確認して、ご自身がセルフメディケーション税制の  
対象になる医薬品を購入していないかご確認頂いて、  
ご不足資料があれば、お早めにお取り寄せ頂ければと思います。

ご質問等不明な点がございましたら、  
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

┌───┐ 〰️ ■東京経営者大学のご案内！



東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた

コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために

提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、

それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、

経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、

顧問させていただいている私たちの立場から、

継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、

短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、

今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、

新たなビジネスチャンスを掴んだ方も多くいらっしゃいます！



絶対に感染しないようにできる限りの予防をしたいと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---

☆広告

★FaceBook やっています！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MA S(マス)」。  
経営計画の策定や月次管理のお手伝いを行います。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も

対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1

滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail info@kudan-tax.jp